

日本における多文化保育の政策・実践・研究の動向と課題

三井真紀・韓在熙
林悠子・松山有美

Trends of research on multicultural approach to early childhood care and education
in Japan: Focusing on policies, practices and academic research

Maki Mitsui, Han Jaehee, Yuko Hayashi, Yumi Matsuyama

はじめに

「スウェーデン人の子どもが幼稚園にやってきました。私は英語もスウェーデン語も話せない
ので困っています。どうしたらいいですか?」「保育園の運動会の飾りつけで世界の国旗を飾って
いるのですが、日本の国旗が少し多いようです。これは、多文化共生に反しますか?」「3歳のイ
スラム教徒の子どもがいるクラスで、豚のお話をしてしまいました。大丈夫でしょうか...?」。多
文化保育という言葉掲げて仕事をする我々の元には、日々、保育現場から様々な質問が寄せら
れる。日本社会に多文化共生の理念が広がり、同時に保育関係者がそれを理解しようと奮闘する
姿が頼もしい。一方で、予想をはるかに超える多様化が進む保育室の姿に対し、現場に還元され
る情報量の少なさを懸念する声もある。

平成30年度より改定・改訂施行される、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「認定こども園教
育・保育要領」においては、保育の質向上が大きく強調されている。世界的にも保育の質向上は
主題となっており、子どもの権利保障や生活を基盤とした学びの環境づくりが求められているこ
とを意味している。今、多文化保育という現象を通し、乳幼児期の保育を問い直す必要性は明ら
かである。

目的と方法

本研究は、これまでの日本の多文化保育の政策・実践・研究の動向を、学術的視座から分析す
ることを通し、現在直面している課題を掘り下げると同時に、今後の多文化保育研究へのアプロ
ーチについて展望することを目的とする。日本における在留外国人は、2015年末に223万2,189人、
2016年末には過去最多の238万2,822人となり、毎年10万人規模で増加している（法務省、2017）。

日本に暮らし始める多くの外国人は、若い夫婦と子どもが中心であるため、最初の日本社会へ
の入り口として保育所や幼稚園にかかわることになる。また、日本国籍であっても、国際結婚等
で外国にルーツを持つ子ども、国外で生まれ育った子ども、日本生まれ日本育ちのニューカマー

の子どもなど、様々な背景をもつ子どもも飛躍的に増加している中、就学前児童への国からの多文化保育カリキュラムは存在しない。そのような中、多文化保育を支えてきた一つの軸は、外国人住民の多い地域の自治体やNPO、大学や研究所が中心となり実施されてきた活動であった。国は、そうした活動を後押しすると同時に、多文化共生社会に向けた様々な政策案を提示している。本稿前半部分では、1990年代から2017年までのこうした実践活動を紹介していく。後半部分では、連動して進められてきた国内の主要な学術研究を分析し、多文化保育研究の動向を探る。保育現場や地域の実態を受け、研究者がどのような視座から何を考察してきたのか、その成果と課題を整理することを目的としている。

多文化主義 (multiculturalism) という政策は、集団同士が対等である概念を意味し、それは同化主義と相反するものである。多文化共生が求められる保育現場では、子ども1人1人が安心して過ごしたり、学んだり、楽しんだり、時には素直に困ったりできる環境を整えなければならない。本稿は、個々のフィールド (多文化主義を世界に先駆けて行ったアメリカ、多文化主義が定着し日常化したオーストラリア、アジアの多文化保育を牽引している韓国、多文化社会の中に新たな課題を見出しているフィンランド) で多文化保育を扱う4人が、日本の多文化保育の課題について改めて議論するものである。

多文化保育政策および実践の動向と課題

1. 政策動向と課題

(1) 多文化共生に関する国の政策動向と課題

国の政策において、多文化共生という言葉が用いられ始めたのは2005年である。総務省において、「多文化共生の推進に関する研究会」が設置され、2006年に「地域における多文化共生推進プラン」(以下、多文化共生推進プランとする)が策定された。多文化共生推進プランの目的は、地域における多文化共生を、国際交流、国際協力に次ぐ第3の柱として地域の国際化を推進することとされた。多文化共生推進プランにおいて、多文化共生の意義、地域における多文化共生施策の基本的考え方(コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生施策の推進体制の整備)、市町村および都道府県の役割が明文化された。「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006年)において、「地域における多文化共生」の定義は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされている。

2005年以前は、1980年代後半からの国際協力・国際交流政策の時代から、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正による外国人労働者増を背景にした外国人労働者に関する政策の時代へという変遷をたどってきた。当初は外国人労働者の受け入れ・情報管理のための政策が中心だったが、2000年代中頃からは、地域での生活者としての視点が政策にも見られるようになった。2009年には内閣府「日系定住外国人施策の推進について」が発表された。日系定住外国人を、支援を受ける存在だけでなく、地域社会の構成員として捉えるための具体的政策である。

多文化共生推進プラン施行から10年後の2016年および翌2017年、10年間の地域での取り組み事例が「多文化共生事例集」として発行された。取り組みの特徴とは、行政、NPO法人などの多様な団体が連携することにより、それぞれの持つ強みを有効活用していること、外国人住民の在任期

間の長期化に伴い、外国人住民自身が支援者となる活動が生まれていること、外国人住民の高齢化に伴う支援活動の必要性、日本人住民への啓発の必要性などである。

(2) 多文化保育に関する国の政策

次に、多文化保育に関する国の教育の政策は、学校への適応、日本語のサポートに主眼が置かれた政策がすでに実施されている。文部科学省「帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策概要」では、①指導体制の整備（日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置）、②教員研修等（外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修の実施等）、③日本語指導等（「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発）、④調査研究等の施策が行なわれている。外国人児童等を「特別な配慮を要する」児童と捉えた支援体制が整備されてきているが、これらの施策は小学校以上が対象となり、幼稚園児童は対象とされていない。就学前教育・保育の基盤である、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「認定こども園教育・保育要領」の解説書には、外国籍の子どもへの配慮や、多様な文化に触れる経験の意義に関連する記述が見られるが、2018年の改訂・改定において多文化保育に関する記述が盛り込まれることになるのか、注視したい。以上、小学校以上の外国人児童の学校適応と日本語指導が国の政策の中心となっており、多文化保育に関する政策と言えるべきものは存在しないことが確認できた。

(3) 自治体における多文化共生政策と課題～京都市の事例から

本節では、外国人住民受け入れの最前線である自治体における政策について、京都市を例に概観する。京都市の外国人住民は、2016年12月末時点で42,567人（144か国・地域、市総人口1,475,107人）である。在留資格別の割合では、上位4位が特別永住者44%、留学生23%、永住者12%、家族滞在4%の順になっており、在日韓国・朝鮮人と留学生が多いという特徴がある。市では、2008年に「国際化推進プラン」が策定され、外国人住民施策として、生活ガイド、医療通訳派遣、交流事業、意識調査などを実施してきた。また、多文化共生に関する意見機関として、京都市多文化施策審議会が設置されている。同審議会の2016年度の提言では、外国籍市民等についての理解を深める取り組みの充実、日本人住民との交流の機会の充実が挙げられている。

教育に関しては、「京都市立学校外国人教育方針」（2008年）において、「すべての児童・生徒に、民族や国籍の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養う。日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭する。在日韓国・朝鮮人児童・生徒の学力向上を図り、進路展望を高め、民族的自覚の基礎を培う」という目標が設定されている。内容は、人間の尊重と共生の大切さの理解を深めるための、学校における教育活動と保護者啓発である。具体的事業としては、多文化学習推進プログラム（各国の歌、遊び、食べ物、習慣、生活などを知り、体験する、外国の言葉に親しむ）、日本語指導や母語での支援に関する取り組み（通訳や日本語指導ボランティア派遣、日本語指導が必要な児童・生徒の受け入れに関する手引き作成など）、土曜コリア教室、民族の文化にふれる集いなどが実施されている。京都市の多文化共生政策は、在日韓国・朝鮮人住民人口が多いことを背景にした民族差別解消の取り組みという基盤が存在し、その取り組みがすべての外国人へと広げられつつあると言える。小学校以降での言語支援と差別解消が主な内容であるが、現時点では、実情に応じた（必要に迫られた）具体的な支援施策が実施されていること、学校教育において、小学校以降での支援の取り組みは具体的に進められている（柱は日本語支援、学校への適応、受け入れ体制整備、民族差別解消の取り組み）ことが確認できたが、多様性尊重

に関する日常的な実践や、就学前の子どもを対象とした具体的方針や実践については、その実態を把握することができなかった。国の政策同様、就学前施設が多文化共生教育の対象とされていない現状があると言える。

(4) 国・自治体の多文化政策から見る多文化保育における課題

自治体・各種団体は、地域での外国人住民の抱える生活問題解決の必要に迫られ、外国人住民への支援事業を国にさきがけて実施してきた。国の政策は、外国人住民人口増加に伴う地域の動きに押される形で、生活の視点を盛り込んだ政策へ動き出したと言える。(表1)しかしながら、現時点では、多文化共生の意義と実現への方向性は示されたものの、具体的施策は言語支援や社会への適応にとどまっているのが現状である。言語支援を超え、すべての住民の多様性を尊重するという視点の浸透はこれからの課題である。教育に関しても、施策は小学校就学以降の学校教育におけるものであり、就学前の保育・幼児教育に関しては、支援事業実施の拠り所となる国の方針や具体的施策が存在しないのが現状である。

外国人住民の支援としての多文化政策の充実はもちろんのことであるが、多文化共生社会の実現には、日本人住民への啓発や日常性・継続性のあるボトムアップの取り組みが求められる。就学前教育・保育に関しては、2018年度の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「認定こども園教育・保育要領」の改定・改訂において小学校との接続が重視されていることを鑑みると、就学前教育・保育における多文化共保育に関する方針や実態が明らかでない現状を打破することが急務である。そのためには、まず幼児教育・保育実践現場における実態・ニーズの把握を行い、現場の実状に即した多文化保育推進のためになすべきことを明らかにする必要がある。

表1 国の主な多文化共生政策

年	担当省等	施策名	内容
1987 (昭和62)	旧自治省	地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針	地方公共団体による国際交流を推進するための施策についての指針。
1988 (昭和63)	旧自治省	国際交流のまちづくりのための指針	国際交流のまちづくりのために実施される地方公共団体の施策についての指針。
1988 (昭和63)	内閣官房	外国人労働者問題関係省庁連絡会議	外国人労働者を中心とする外国人受け入れに関する諸問題を検討。
1989 (平成元)	旧自治省	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針	都道府県及び指定都市が地域の国際交流施策を総合的かつ計画的に推進していくための大綱の策定指針。
2005 (平成16)	内閣官房	犯罪対策閣僚会議幹事会(外国人の在留管理に関するWT)	外国人の利便性の向上に配慮しつつ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築を検討。
2005 (平成16)	内閣府	規制改革・民間開放推進会議第二次答申	在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化や雇用者に対する責任の明確化等の検討を提言。
2005 (平成15)	総務省	多文化共生の推進に関する研究会設置	地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について検討。
2006 (平成18)	総務省	地域における多文化共生推進プラン	地域における多文化共生により、地域の国際化を推進することを目的とする。

2006 (平成18)	総務省	多文化共生の推進に関する研究会報告書	地方自治体が地域における多文化共生を推進するうえでの課題と今後必要な取り組みについて、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの3つの観点から検討。
2010 (平成22)	内閣府	日系定住外国人施策に関する基本指針	基本指針において、施策の基本的な考え方および、日本語教育、子どもの教育、雇用、社会の中で困ったときのために、お互いの文化の尊重の5分野について施策の方向性を示す。
2016 (平成26)	内閣府	日系定住外国人施策の推進について	永住化傾向が高まる中で、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者から、地域社会を構成する一員として捉えることとした。分野ごとの具体的施策59施策。
2016 (平成28)	総務省	多文化共生事例集	10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集を作成。

(以下のホームページ情報を参照に筆者作成)

総務省「地方公共団体の国際化情報、参考資料集、日本の地方制度の紹介（外国語資料）、関係団体リンク」
(<http://www.soumu.go.jp/kokusai/sonota.html>)

総務省「多文化共生の推進」(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html)

内閣府「定住外国人ポータルサイト」(<http://www8.cao.go.jp/tei-ju-portal/jpn/policy/index.html>)

経済財政諮問会議「諮問会議とりまとめ資料等 平成17年」

(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2005/decision0621.html>)

2. 実践動向と課題

(1) 多文化保育に関する大学等の動向

ここでは、全国各地の大学、または附属の研究センター等の活動および民間団体を中心とした活動を紹介していく。

東京学芸大学国際教育センター（2017）は、1978年4月当初「海外子女教育センター」として開設された歴史あるセンターである。海外に住む日本人児童を対象とした研究や日本に住む帰国児童の研究まで幅広く実践している。現在の主な活動の一つは、小中学校の指導者向けの研修会であるが、大学所属の研究者の専門分野は幅広く、今後の多文化保育研究への広がり期待できるものである。愛知教育大学の外国人児童生徒支援リソースルームでは、2005年から児童生徒への支援研究がつけられている。特に、就学前の子どものことばに焦点を当てた勉強会やシンポジウムでは、将来、保育者や教師になる大学生を対象とした学びの場を積極的に設けている（2017）。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター（2017）では、主として就学期の児童生徒の学びをサポートするための教材や支援員の育成をおこなってきた。組織として活発に機能し、就学前からつながる支援についての方向も探っているため今後の活動に注目したい。これら3つの機関以外に、全国にはユニークな名称や多様性を謳った研究所が存在することが明らかになった。しかし、就学前の保育・幼児教育を専門に扱う施設となると数少ないことが確認された。また、日本語獲得を中心とした教材研究に偏る傾向があり、就学前の子どもの母語教育および家庭生活の支援に目を向けながら、子どもと家族に寄り添う保育研究の展開に向けたアイデアが期待される。

(2) 多文化保育に関する研究グループ等の動向

次に、研究者、地域、民間機関等のグループによる活動を紹介する。多文化子育てネットワーク（2012）は、山岡テイ氏を中心とする6名の研究者で構成されたグループで、大規模な調査を実施している。愛知県で2004年から始まったプレスクール（就学前の外国人の子どもへの初期の日本語指導・学校生活指導）のモデル事業では、県をあげて取り組んだ興味深い実施報告書が残っている（2005）。群馬県大泉町では、2007年に多文化共生コミュニティーセンターが開設され、町の実態に根差した保育施設の案内など手作りの情報公開がされている（2017）。町役場ではすでに1992年からブラジル人向けの広報誌を発行するなど、全国に先駆けた活動を実施した。そのほか「かながわ国際交流財団」（2017）では、ホームページ上の子育て支援サイトの工夫が目立つ。日本に住み始めたばかりの保護者を想定した「妊娠から小学校入学までのイラスト（図）」や「支援者の方々へ」「保育」などのページがある（2017）。「財団法人自治体国際化協会」による多文化共生ポータルサイトには、「ともに生まれる」の категорияに、人権について細かな記載がされている（2017）。大阪府市町村教育室小中学校課（進路支援グループ）では、小学校入学準備のための支援カード（入学前の言語、生活、準備指導）を作成した（2017）。

(3) 大学、研究グループ等の多文化保育実践における課題

1990年の改訂出入国管理及び難民認定法の施行を契機とし、日系南米人に代表されるニューカマーの子どもたちが日本の保育現場に急増した。これにともない、各自治体等が必要に迫られ開始した活動も少なくないと考えられた。

問題は、すでに20年を経過している現在まで、対応策に大きな変化や画期的な試みが見当たらない現状である。研究機関、各団体などで順次対応していることは評価できるが「対応」としての研修会やシンポジウムが多いことも否定できない。根本的な解決とそれにつながる研究開発が必要であると考えられた。また、保育・幼児教育において重要とされる、人の成長の軸となるアイデンティティー形成の観点が抜け落ち、日本語の習得や保育現場での調和が課題とされていることには改めて危機感を覚える。問題の背景には、国内に0～6歳までの一貫した多文化保育カリキュラムが存在しないこともあげられる。

多文化保育研究の動向と課題

ここでは、これまでに日本国内で展開された「多文化保育」をめぐる研究を幾つかのキーワードを抽出することで整理し、その動向を検討する。日本国内での実践だけでなく、「多文化保育」とそれに関わる海外の保育研究も対象とした。

1. 多文化保育研究のはじまり

本節では、「多文化保育研究」の研究動向を『保育学研究』の通時的整理を通して明らかにする。本研究において、『保育学研究』を分析対象とするには幾つかの理由がある。第一に、『保育学研究』を発刊する日本保育学会は、日本の保育学分野において最も歴史を持つ学会であることがあげられる。その歴史は、昭和23年に日本総合愛育研究所内（現在の日本子ども家庭総合研究所）に設立されたことにさかのぼる。初代会長は、日本の幼児教育の父といわれる倉橋惣三である。

第二に、その学会の規模である。同学会の会員数はおよそ5,000人であり、年次大会には2,000人以上の保育に関わる研究者や実践者が、日々の研究成果を報告しあい、そこで得た知見を現場に還元するという循環を生んでいる。そして第三の理由として、保育学に関わる当事者、特に研究者の所属学会の内実があげられる。全国保育士養成協議会（2017）は、指定保育士養成施設に所属する教員の専門学術分野および所属学会に関する詳細な調査を報告している。その報告書によると、保育者養成教育に携わる教員が所属する学会のうち「保育」を標榜する学会に所属しているとの回答は、およそ20%にとどまっていた。そのうち、日本保育学会への所属が最も多かったと報告されている（全国保育士養成協議会 2017）。すなわち、保育を専門とする教員の多くが属する学会は、日本保育学会である。以上の点を踏まえ、日本保育学会が発刊する『保育学研究』から保育学における「多文化保育」の研究動向を総合的に明らかできるだろう。

『保育学研究』は、1963年より刊行された『保育学年報』が1991年に『保育学研究』と改称され、年二回の発刊により現在まで至っている。本研究では、『保育学研究』と改称されてから2016年度の刊行学会誌を分析対象とし、日本保育学会のアーカイブを利用し学会誌掲載論文のタイトルを追うことでキーワードを抽出した。同学会誌に海外を研究対象とした論文が掲載されたのは、1992年である。その後、海外の国々を研究対象とした論文は、毎刊行に掲載されているものの、対象国に関しては、ヨーロッパ18本、アジア・オセアニア13本、北米6本と偏りがみられた。海外における保育を研究対象として据えている論文の多くは、調査地における保育環境の設定・保育支援の実践等・制度や法律に関わる研究がその多くを構成している。一方、「多文化保育・教育」をタイトルとした論文は、1999年を待たなくてはならず、これまでには6論文の掲載があった。中でも、日本国内を調査対象とする研究は、2論文にとどまっている（表2）。

表2 『保育学研究』に掲載された「多文化保育・教育」論文

発行年・号	論文タイトル
1999年 (Vol.1)	「幼児の多文化教育（総論）」
1999年 (Vol.1)	「米国の多文化教育者養成に学ぶ—保育者養成における多文化教育の可能性を求めて—」
1999年 (Vol.1)	「多文化教育の実践が保育者に問いかけるもの—アメリカの事例から—」
1999年 (Vol.1)	「アメリカの多文化教育の実情と問題点」
2008年 (Vol.2)	「長崎市における多文化保育の現状と展望」
2011年 (Vol.2)	「多文化保育における通訳の意義と課題—日系ブラジル人の児童を中心として—」

多文化保育をタイトルキーワードとして掲載された論文数は、非常に限定され、2011年以降は掲載がない。これまで論じたように、1990年代から現在まで日本社会はグローバリゼーションに大きな影響を受けてきた。この間、外国人集住地域めぐる社会的課題や外国籍児童・生徒への教育とその支援の有り様が多くに関心を集めてきた。それは、就学前児童や保護者に対する子育て支援を含む保育も例外ではないはずである。しかしながら、こうしたテーマは保育の領域において十分な検討がなされてきたのだろうか。本節において提示した『保育学研究』の概観を基底とすればその答えは否であろう。

2. 多文化保育研究の傾向

日本における多文化保育研究は、1945年前後からの在留韓国・朝鮮籍の家庭の子どもの、人権

保育の観点からの民族教育・民族保育研究として行われていた歩みがある。現在も在日韓国・朝鮮籍児童が多く在籍している就学前施設では、母国の文化を取り入れた多文化保育が実践されている。その後の多文化保育研究を大きく分類した場合、(1)国内の外国人が多く居住する地域の実態把握及び実践に関する研究(2)欧米諸国を中心とした多文化社会の保育に関する研究に区分される。本節では、地域の実態調査研究の中から、3つのすぐれた事例を取り上げ、考察する。

1つ目は、佐藤陽子ら(1994)の『外国人の子どもの家庭と園との相互支援』である。調査期間は1992年1月から1994年2月であり、横浜市・福岡市・豊田市の外国人子どもを担当したことのある保育者や市の担当職員を対象とした研究である。結果からは、保育施設における支援事例として、子どもの園生活を保護者に伝えるためビデオを使ったり、保護者が園便りや連絡帳などを読みやすいようにローマ字表記や母国語翻訳をしたり、通訳者を介しての保護者相談など園と家庭の連携の見地からの実践が行われていることの報告がある。当時の他の研究との違いは、子どもの母語の習得の必要性や母文化の維持、生活習慣の違いについて配慮を行った実践という視点である。

2つ目は、2002年の二見(2002)の大阪府内の多文化保育実践調査である。調査期間は2000年9月、調査結果からは、保育者から行政側へ、中国、ベトナム、ブラジル国籍の保護者とのコミュニケーション時の通訳要望があることを紹介した。地域自治体における外国人児童の保育については、地域生活における配慮と、自治体との連携が必要であることを明確に論じている。また、保育所では異文化理解のために実践として、保護者同士の交流の機会をもつ取り組みが紹介された。保護者同士の交流とは、「共生」をキーワードとする多文化保育実践の取り組みであると考えられる。

3つ目は、日本保育協会(2009)の「保育の国際化に関する調査研究報告書」である。調査期間は2008年8月から9月29日までで、対象は、47道府県の計103の地域であり、全ての自治体から回答を得たことは意義深い。調査内容は、外国人児童の受け入れの状況、保育士の研修の状況、保育者とのコミュニケーション、支援団体との連絡状況等で構成された。調査結果から、対象自治体103のなかで、生活に関する案内や必要な書類をその外国人の母国語で訳して作成している自治体が14自治体、通訳者を配置している12自治体があるなどの生活面の支援が行われ、保育者の研修もごくわずかな自治体で行われていると報告されている。

以上3つの研究を照らし合わせてみると、日本全国の保育現場では当時から課題が存在しているが、そのうち一部でのみ特別な対応がなされていたことが示唆できた。全ての子どもの多文化社会への気づき、アイデンティティ形成、相互尊重の概念に基づく実践の必要性を重視する保育を期待したい。

考察

本研究では、1990年代より個々に実践、研究されていた日本の政策、実践、研究の動向を概観した。その結果、以下の課題が明らかになった。

第一に、保育現場の多文化保育が、就学期の「学習環境」への前提として論じられていた様相が確認できた。その傾向は、残念ながら現在まで続き「小学校に入ったら何とかしよう」というイメージの下に、政策や実践を動かしている様子が読み取れた。諸外国では、幼少期の「生活を

中心とした学び」が注目され、保育空間の質を高めることの重要性が指摘されはじめて久しい。乳幼児期のアイデンティティ形成の在り方について積極的に論じることは、日本社会の新しい多文化共生の新しい方向性をうみ出す可能性を秘めている。

第二に、保育現場や地域社会の課題を、文化的差異をめぐる相互作用や言語獲得からだけでなく、家庭生活を含んだ総合的な視点から支援する必要性が明らかとなった。つまり、文化差によるトラブル解決や日本語獲得の成果を得ることに満足せず、子どもや家族の人権、母語や母文化の保障といった視点からも、問題を議論する必要性が問われている。

第三に、新しい時代の多様化する多文化社会に目を向ける必要性が考えられた。日本社会で使用する「外国籍」「外国人」に規定されない子どもや家族が急激に増加している。国籍からだけでは見えない個々の文化を尊重し、そして外国人という枠で括ることの難しさについて再考することこそ、多様化する日本社会で重要な課題であると考えられる。この問題には、行政や研究者が従来の研究手法や実践の在り方に固執せず、正しい知識や現状の理解をもって正確に情報発信していくことも含まれる。

最後に、保育現場への情報提供が十分でない現状が明らかになった。現在、日本国内の大学教育では「多文化と保育」「多文化保育論」等の授業科目を中心とし、保育者養成教育が実施されている。ただし、国の方針として明示されたものではなく実際の運用は各養成校に一任されている。また、現場経験のない学生の学びには限界があり、実際に現場でその知識がどこまで活かされていくのかは定かではない。在学中から長いスパンで続けられる「保育者育て」のプロセスが整うことは急務であろう。

おわりに

「研究者による多文化保育の発展的な研究アプローチとは？」その問いを探る第一歩として、過去の研究業績をたどる作業は不可欠であった。日本において、この分野の研究は、1990年代から積極的に始まった。初期には、箕浦（1994）の文化的アイデンティティの研究や植田（2000）の異文化接触に関する論文が発表された。大場ら（1998）による外国籍保護者らへのインタビュー調査も、当時のリアルな日本社会を映し出した研究といえよう。そのほか、保育現場におけるトラブル解消や子ども理解に取り組む優れた研究の蓄積が続いた。一方、日本全国で、今現在もマイノリティーの子どもたちへの不適切な対応や保育現場での混乱が繰り返し報告されている。過去の研究は、実践現場での綿密な状況把握があるものの、いくつかの決定的な課題が残されているのである。また、課題の背景に、日本の保育現場で「ここで理解し尊重すべきものがある（答えがあるのだ）」という前提が準備され、その暗黙の了解に外国人保護者や子どもが巻き込まれるという構図も見え隠れする。保育研究の成果から、論理的洞察が省略され、問題の事実・事象を実証科学として解決するには至らなかった歴史もある。今後の研究で研究者が大切にすべきことは、現場で生じる課題に向き合う中で、保育者と共に現場でプロセスを議論し、保育の文脈を専門家としての感性をもって読み解くことである。そのためには、保育現場が理解できるだけでなく、多文化社会全体を見通す研究アプローチも必要だと考える。また、多様な文化的背景の人たちと意思疎通ができ、日本の保育が理解できる専門家も必要になる。今後、日本を拠点に海外研究を進める本稿の著者らができる研究アプローチについて、さらに検討を重ねたい。

引 用

- 愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム, 2017,
http://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/2016/10/27_006057.html (閲覧日2017年11月20日).
- 愛知県庁, 2004, 愛知県プレスクール(就学前の外国人の子どもへの初期の日本語指導・学校生活指導)モデル事業実施報告書, <http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/10833.pdf> (閲覧日2017年10月30日).
- 二見素雅子「大阪府の就学前施設に在籍の日本語を母国語としない親をもつ子どもの保育・生活実態調査」『大阪キリスト教短期大学紀要』第42集, 2002, pp. 89-106.
- 法務省, 2017, <http://www.moj.go.jp> (閲覧日2017年11月20日).
- 自治体国際化協会, 2017, <http://www.clair.or.jp/> (閲覧日2017年10月10日).
- 神奈川県国際交流財団, 2017, 外国人住民のための子育て支援サイト, <http://www.kifjp.org/child/> (閲覧日2017年11月28日).
- 京都市, 2008, 京都市立学校外国人教育方針, <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000008961.html>, (閲覧日2017年11月25日).
- 京都市教育委員会, 人権教育・日本語指導, <http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/category/179-13-0-0-0-0-0-0-0.html>, (閲覧日2017年11月25日).
- 京都市多文化施策審議会, 2017, 2016(平成28)年度京都市多文化施策審議会報告書,
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000101/101489/houkokusyo.pdf>, (閲覧日2017年11月25日).
- 箕浦康子「異文化で育つ子どもたちの文化的アイデンティティ」教育学研究, 第61巻 第3号 1994, pp. 213-221.
- 文部科学省, 帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策概要,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.html, (閲覧日2017年11月25日).
- 内閣府, 定住外国人支援に関する対策の推進について, http://www8.cao.go.jp/teiju/suisin/pdf/taisaku_z.pdf, (閲覧日2017年11月25日).
- 日本保育学会『保育学研究』日本保育学会, 1991～2016.
- 日本保育協会, 2009, 保育の国際化に関する調査研究報告書,
http://www.nippo.or.jp/research/pdfs/2008_02/2008_02.pdf, (閲覧日2017年6月25日).
- 大場幸夫他, 1998, 「外国人の子ども保育」萌文書林.
- 大泉町多文化共生コミュニティーセンター, 2017, <http://www.oizumi-tabunka.jp/>, (閲覧日2017年10月22日).
- 大阪府市町村教育室小中学校課(進路支援グループ), 2017, 多言語版小学校入学準備ガイドブック,
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/tonitimaie/index.html> (閲覧日2017年10月22日).
- 佐藤陽子他「外国人の子ども家庭と園との相互作用」『保育学研究』第32巻, 1994.
- 総務省多文化共生事例集作成ワーキンググループ, 2016, 多文化共生事例集,
http://www.soumu.go.jp/main_content/000476646.pdf, (閲覧日2017年11月25日).
- 総務省多文化共生事例集作成ワーキンググループ, 2017, 多文化共生事例集2017,
http://www.soumu.go.jp/main_content/000474104.pdf, (閲覧日2017年11月25日).
- 多文化子育てネットワーク, 2012, <http://www.tabunkakosodate.net/>, (閲覧日2017年11月29日).
- 東京学芸大学国際教育センター, 2017, <http://crie.u-gakugei.ac.jp/>, (閲覧日2017年11月20日).
- 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 2017, <http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cenmer/>, (閲覧日2017年11月20日).
- 植田都, 2000, 幼児の異文化理解及びその教育に関する研究—日米における日本人幼児の異文化接触型類型化を通して—, 風間書房
- 全国保育士養成協議会『平成28年度 指定保育士養成施設における教育の質の確保と向上に関する調査研究』全国保育士養成協議会, 2017.

付記

本稿は、筆者らで構成する自主研究グループ「多文化保育研究会」（2017年5月～11月）における全5回の研究成果をもとにまとめたものである。